

名古屋市総合社会福祉会館条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第68号

名古屋市総合社会福祉会館条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市総合社会福祉会館条例施行細則（昭和57年名古屋市規則第 111号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

3,600円	4,800円	8,400円	6,000円	10,800円	14,400円
1,800円	2,400円	4,200円	3,000円	5,400円	7,200円
1,800円	2,400円	4,200円	3,000円	5,400円	7,200円
1,800円	2,400円	4,200円	3,000円	5,400円	7,200円
900円	1,200円	2,100円	1,500円	2,700円	3,600円
2,200円	3,000円	5,200円	3,700円	6,700円	8,900円
1,400円	2,000円	3,400円	2,400円	4,400円	5,800円

を

800円	1,000円	1,800円	1,300円	2,300円	3,100円
900円	1,200円	2,100円	1,500円	2,700円	3,600円

」

「

5,400円	7,200円	12,600円	9,000円	16,200円	21,600円
2,700円	3,600円	6,300円	4,500円	8,100円	10,800円
2,700円	3,600円	6,300円	4,500円	8,100円	10,800円
2,700円	3,600円	6,300円	4,500円	8,100円	10,800円
1,400円	1,800円	3,200円	2,200円	4,000円	5,400円
3,300円	4,500円	7,800円	5,500円	10,000円	13,300円
2,100円	3,000円	5,100円	3,600円	6,600円	8,700円
1,200円	1,500円	2,700円	1,900円	3,400円	4,600円
1,400円	1,800円	3,200円	2,200円	4,000円	5,400円

に

」

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8年10月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例による。